

スキー指導者研修会（一般研修）・公認検定員クリニック 【理論】 開催日程

研修会名	開催期日	場 所	受付 時間	申込期限	総務主任
第 1 会 場 (道北Ⅰ：稚内市)	10/28(日)	稚内市総合福祉センター 稚内市宝来4丁目1-41 0162-22-5851	9:00～ 9:30	10/19(金) *道連必着	深井 信
第 2 会 場 (道北Ⅱ：東川町)	10/28(日)	東川町農村環境改善センター 東川町東町1丁目15番3号 0166-82-2111	8:30～ 9:30	10/19(金) *道連必着	神林 聖
第 3 会 場 (道南：北斗市)	11/ 3(土) 《祝日》	北斗市農業振興センター 北斗市東前74-2 0138-77-7667	9:00～ 9:30	10/19(金) *道連必着	上村 美紀子
第 4 会 場 (空知：三笠市)	11/ 3(土) 《祝日》	三笠市民会館 三笠市幸町13番地 01267-2-3149	9:00～ 9:30	10/19(金) *道連必着	野崎 哲也
第 5 会 場 (道央Ⅰ：札幌午前)	11/ 4(日)	札幌プリンスホテル 国際館/パミール 札幌市中央区南2条西11丁目 011-241-1111 *公共交通機関を利用すること (地下鉄西11丁目駅徒歩5分) 【所属する区へ参加】 東区・白石区	8:30～ 9:00	10/19(金) *道連必着	国井 裕之
第 6 会 場 (道央Ⅱ：札幌午後)	11/ 4(日)	札幌プリンスホテル 国際館/パミール 札幌市中央区南2条西11丁目 011-241-1111 *公共交通機関を利用すること (地下鉄西11丁目駅徒歩5分) 【所属する区へ参加】 北区・豊平区・厚別区	12:30～ 13:00	10/19(金) *道連必着	芝田 卓
第 7 会 場 (オホーツクⅠ：湧別町)	11/ 4(日)	湧別町文化センター TOM 湧別町中湧別中町3020番地の1 01586-5-3189	8:30～ 9:00	10/19(金) *道連必着	坂元 忍

注意： 1. 申込期限は、所属する地区連経由で申込みを行い、(公財)北海道スキー連盟に申込書が届く期限となる。

2. 参加者が集中している理論会場の道央会場について

- (1) (公財)札幌スキー連盟の会員は、所属する区の会場へ参加を厳守すること。
- (2) 公共交通機関の利用を厳守すること。

スキー指導者研修会（一般研修）・公認検定員クリニック 【理論】 開催日程

研修会名	期 日	場 所	受付 時間	申込期限	総務主任
第 8 会 場 (胆振：登別市)	11/ 4(日)	登別市鷺別公民館 登別市鷺別町 3 丁目 3-4 0143-86-8823	9：00～ 9：30	10/19(金) *道連必着	木下 将仁
第 9 会 場 (道央Ⅲ：札幌午前)	11/11(日)	札幌プリンスホテル 国際館パミール 札幌市中央区南 2 条西 11 丁目 011-241-1111 *公共交通機関を利用すること (地下鉄西 11 丁目駅徒歩 5 分) 【所属する区へ参加】 中央区・南区	8：30～ 9：00	10/26(金) *道連必着	菅原 明典
第 10 会 場 (道央Ⅳ：札幌午後)	11/11(日)	札幌プリンスホテル 国際館パミール 札幌市中央区南 2 条西 11 丁目 011-241-1111 *公共交通機関を利用すること (地下鉄西 11 丁目駅徒歩 5 分) 【所属する区へ参加】 西区・手稲区・清田区	12：30～ 13：00	10/26(金) *道連必着	稲垣 幸直
第 11 会 場 (後志：朝里川)	11/11(日)	朝里川温泉スキー場 ガルテックハウス 小樽市朝里川温泉 2 0134-54-1000	8：30～ 9：00	10/26(金) *道連必着	崎野 史明
第 12 会 場 (オホーツクⅡ：美幌町)	11/11(日)	美幌町コミュニティセンター 美幌町新町 1 丁目 0152-73-4411	9：00～ 9：30	10/26(金) *道連必着	今井 紀幸
第 13 会 場 (道東Ⅰ：阿寒町)	11/11(日)	阿寒湖 まりむ館 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6-20 0154-67-4400	9：00～ 9：30	10/26(金) *道連必着	伊藤 善一
第 14 会 場 (道東Ⅱ：幕別町)	11/11(日)	幕別町町民会館 幕別町本町 1 4 4 0155-54-3030	9：00～ 9：30	10/26(金) *道連必着	長谷川 旭

注意：1. 申込期限は、所属する地区連經由で申込みを行い、(公財)北海道スキー連盟に申込書が届く期限となる。

2. 参加者が集中している理論会場の道央会場について

- (1) (公財)札幌スキー連盟の会員は、所属する区の会場へ参加を厳守すること。
- (2) 公共交通機関の利用を厳守すること。